

令和4年10月14日

登 録 医 各位

熊本市歯科医師会

歯周病検診事業における検診票記載方法について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会健診事業運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先生方にご協力いただいております標記検診事業につきまして、検診票への記入誤り、記入漏れが多々見受けられます。

つきましては、裏面の注意点を参考にご記入頂きますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

熊本市歯周病検診票への記載について

【書き方】

- ①現在歯・喪失歯に記号（/や○やCなど）を記入している
⇒機械で読込むため数字での記載をお願いします
- ②数字は明確に書いてください（特に0と6を間違えて読込みます）

【判定】 マニュアルの再確認をお願いします

- ①CPI（PD）に3や4の数字が記入されている
⇒ポケットの深さではありません。
0, 1, 2, 9, Xのいずれかのコードを書いてください
- ②CPI（PD）がコード1だが、判定が要指導になっている
⇒CPI（PD）コード1ならば、判定は要精密検査です
- ③未処置歯があるにもかかわらず、要精密検査の判定になっていない
⇒歯周病ではなくても未処置歯があれば要精密検査にチェックしてください
- ④歯石付着有りだが、判定が異常なしになっている
⇒判定は要指導です
※妊婦歯科健診は、現在 CPITN で検査している。その場合、歯石付着は要治療にチェックすることになっている。
歯周病検診は、新しい CPI の基準なので、歯石付着は要指導にチェックすることになる。今後妊婦歯科健診のシステム改修が可能となれば、新しい CPI 基準に変更となる。

【その他】

- ①フリクション（消せるボールペン）を使用不可。油性ボールペンをご使用ください。
- ②「歯周病検診」における「精密検査」は、保険診療上の「歯周組織検査」の「歯周精密検査」ではありません。全顎的な検査や歯周病以外の治療（う蝕など）が必要とされる場合が「要精密検査」となります。お間違いのないようお願い致します。